

9/11

第20回最高裁裁判官国民審査

最高裁に国民の審判を!!

国民審査とは…

最高裁の裁判官は憲法上内閣が任命し、この任命を国民が審査することになっています（憲法79条2項）。
 かつて佐藤内閣が、公務員・旧公共企業体職員のストライキ権をめぐる判決を変更させるために「タカ派」を続々と任命し、ついに逆転に成功したように、「憲法の番人」たる最高裁裁判官の任命は重要な政治的行為であり、国民の監視が必要です。アメリカでは、最高裁判事は大統領が指名し上院の承認を得るシステムになっていて、セクハラ疑惑が問題とされた1991年のトーマス判事のときのように、公開の場で適性が徹底的に論議されます。ドイツの憲法裁判所の裁判官は連邦議会と連邦参議院で各政党の推薦により選出され、3分の2の多数の賛成が必要であるため、一党に偏ることはありません。

国民審査は事後的ではありますが、内閣の任命を審査し、不適格な裁判官を罷免することのできる、国民に与えられた現在唯一の手段です。投票所で配られる国民審査の投票用紙に「この最高裁判事をやめさせたい」と思ったら、名前の上にも×を記入します。×が有効投票の過半数になると罷免されます。

■最高裁の姿勢を裁く機会に…

私たちは、次の主張をしています。

- 最高裁裁判官任命手続きを民主化するために各界で構成される任命諮問委員会の設置と任命に際しての国会公聴会の開催を実現すること。
- 最高裁裁判官の出身枠構成を最高裁発足当初の5(裁判官出身)、5(弁護士出身)、5(学識経験者)に戻すとともに、少くとも5人の女性裁判官を任用すること。
- 司法制度改革は、政府・大企業の使い勝手に奉仕するのではなく、「市民が主体」のものにしていくこと。
- 国民審査を〇×式投票にする国民審査法の改正を急ぐこと。



憲法と人権を
ないがしろにする
裁判官には…

政府や大企業に
いいなりの
裁判官には…

審査される6人の裁判官たち

写真提供：共同通信社



才口 千晴
 (さいぐち ちはる)
 67歳 (第1小法廷)
 弁護士出身
 2004年1月6日任命
 2008年9月2日定年



津野 修
 (つの おさむ)
 66歳 (第2小法廷)
 内閣法制局出身
 2004年2月26日任命
 2008年10月19日定年



今井 功
 (いまい いさお)
 65歳 (第2小法廷)
 裁判官出身
 2004年12月27日任命
 2009年12月25日定年



中川 了滋
 (なかがわ りょうじ)
 65歳 (第2小法廷)
 弁護士出身
 2005年1月19日任命
 2009年12月22日定年



堀籠 幸男
 (ほりごめ ゆきお)
 65歳 (第3小法廷)
 裁判官出身
 2005年5月17日任命
 2010年6月15日定年



古田 佑紀
 (ふるた ゆうき)
 63歳 (第2小法廷)
 検察官出身
 2005年8月2日任命
 2012年4月7日定年

投票上の 注意点

1. 信任できない裁判官には、一人ひとりに“×印”をつけましょう

×	×	×	×
堀籠	津野	古田	今井
幸男	修	佑紀	功

2. 何も書かないと、なんと、“信任票”になってしまうこの不条理!

堀籠	津野	古田	今井
幸男	修	佑紀	功

3. ○や△など、×印以外を書くとき全体が“無効”になってしまうので要注意!

×	○	△
堀籠	津野	古田
幸男	修	佑紀
		功

4. 信任か不信任か、分らないときには投票用紙を受け取らないのがカシコイやり方。

司法の独立と民主主義を守る国民連絡会議

●取扱い団体

〈問い合わせ先〉日本民主法律家協会 〒160-0022 東京都新宿区新宿1-14-4 AMビル2・3F
 TEL 03-5367-5430 FAX 03-5367-5431 メール info@jdla.jp

■インフォメーション
 ☆「日民協」のホームページからダウンロードできます。ご活用下さい。
 過去19回の国民審査統計表も掲載してあります。ご活用下さい。→ <http://www.jdla.jp>
 ☆ひとりでも多くの方と、このピラを活用して、国民審査の意義・問題点をお考え下さい。

最高裁を憲法の番人、人権の砦に!!

審査される裁判官はこんな人

今回は6人の判事が審査対象となっています。

6人の任命前の経歴、任命後の関与判決等について、簡単に紹介します。

裁判官・検察官を含めた官僚出身者が最高裁発足当初の8人から10人に増えており、最高裁の判断が政府・行政追従になる一因にもなっています。

才口 千晴 (さいぐち ちはる)

67歳 (第1小法廷) 弁護士出身

1961年中大法学部卒。司法研修所18期。66年弁護士 (東京弁護士会)、89年東弁副会長、中央大学法学部客員教授、司法試験考査委員、98年法制審議会倒産法部部会委員などを歴任。深沢武久氏の後任として最高裁入り。

倒産法の専門家。大都工業の更生管財人など。倒産関係の論文多数。

2004年10月15日非嫡出子の相続差別では違憲の反対意見。2005年1月27日外国人職員の昇任拒否訴訟では、合憲の多数意見。

裁判長として、6月16日薬害エイズ名誉毀損訴訟で、安部氏の請求を認めた高裁判決を破棄。6月23日国立のマンション訴訟で、住民の申告を棄却。7月14日北九州市の情報公開訴訟では、公開支持の高裁判決を破棄 (裁判官出身の泉判事は公開を認める少数意見)。

今井 功 (いまい いさお)

65歳 (第2小法廷) 裁判官出身

1962年京大法学部卒。司法研修所16期。64年東京地裁判事補。最高裁総務局付、調査官、民事局第2課長、第1・第3課長、東京地裁総括判事、東京高裁事務局長、最高裁民事・行政局長、最高裁首席調査官、仙台高裁長官、東京高裁長官を歴任。北川弘治氏の後任として最高裁入り。

民事、刑事を担当し、それぞれ著作もある。司法行政と調査官で最高裁生活が長い。東京地裁時代は労働部に在籍、日本航空事件では勤務の繰り上げ命令を無効とする判決。国労無料バス事件では団交事項となるとの判決。日本鉄鋼連盟事件では男女賃金差別を公序良俗違反とした。調査官時代には、旭川学テ事件を担当。

最高裁判事としては、2005年7月15日富山県知事事件で、病院新設中止の行政指導が行政訴訟の対象となるとした。

堀籠 幸男 (ほりごめ ゆきお)

65歳 (第3小法廷) 裁判官出身

1964年東大法学部卒。司法研修所19期。67年東京地裁判事補、最高裁刑事局付、調査官、人事局任用課長、内閣法制局参事官、最高裁人事局長、事務次長、事務総長、大阪高裁長官を歴任。金谷利廣氏の後任として最高裁入り。

司法行政が長い司法官僚の中心人物。内閣法制局に8年在籍。次期長官候補の一人。

裁判官としては、刑事畑で、刑事訴訟関係の論文もある。

最高裁では、まだ関与判決がない。



津野 修 (つのおさむ)

66歳 (第2小法廷) 行政官出身

1962年京大法学部卒。大蔵省入省。71年よりジェットロに出向、フランクフルト駐在、78年内閣法制局参事官、83年大蔵省主税局課長、86年より内閣法制局で第三部長、第一部長、次長、長官を歴任。61年に司法試験に合格しており、2004年弁護士登録の後、亀山継夫氏の後任として、最高裁入り。

21年間にわたり内閣法制局に勤務し、長官として、テロ特措法、多国籍軍への自衛隊の参加問題などでしばしば政府見解を代弁した。

最高裁では、裁判長として、2004年9月10日福井県職員の空出張情報開示訴訟で、県の非開示処分を取り消す判決。11月29日の旧日本軍の韓国軍人・慰安婦訴訟で原告の申告棄却。2005年1月27日外国人職員の昇任拒否訴訟では、合憲の多数意見。

中川 了滋 (なかがわ りょうじ)

65歳 (第2小法廷) 弁護士出身

1962年金沢大学法文学部卒。司法研修所16期。64年弁護士登録 (第一東京弁護士会)。86年一弁副会長、97年一弁会長・日弁連副会長。梶谷玄氏の後任として最高裁入り。

弁護士として特に目立つ業績はない。

最高裁では、2005年7月1日宮崎信金事件で内部告発者の解雇を無効とした高裁判決を維持。7月22日外交文書開示を命じた高裁判決を破棄差し戻し。



古田 佑紀 (ふるた ゆうき)

63歳 (第2小法廷) 検察官出身

1967年東大法学部卒。司法研修所21期。69年検事任官。ミシガン大学ロースクール留学。宇都宮地方検察庁検事正、法務省刑事局長、最高検察庁刑事部長、最高検察庁次長検事などを勤め、2005年退官、同志社大学法科大学院教授。

福田博氏の後任として最高裁入り。外務省枠が一時的とはいえ削られ検察官が増えた格好になる。

長い間、法務省刑事局で立法事務に携わった検察きっての理論家の一人。大コンメンタール刑法の編集など著書論文多数。87年のコンピュータ犯罪に関する刑法改正、97年の盗聴法の制定、少年法の改正等関与した法律多数。

最高裁では、就任したばかりで関与判決はない。

密室で決められる最高裁人事

最高裁は、違憲立法審査権と全下級裁判官の人事権 (指名権) を持ち、「法の番人」「人権のとりで」としての役割を厳しく求められ、徹底して「国民のための裁判所」であることを義務づけられています。

しかし、最高裁裁判官 (定員15人、定年70歳) の任命権は時の政府が独占し、国民の全く目の届かない密室で、国会その他のチェックも受けないまま選ばれる仕組みになっています。かねてから最高裁裁判官の政府・行政寄り・官僚体質とその反人権・反憲法姿勢が批判されてきたのはそのためです。

国民審査は、事後ではあるが、この政府任命の最高裁人事の適否をチェックし、不適格裁判官を排除することを本来の目的とする憲法上の重要な制度です。

国民審査の問題点と×印票の意義

現行の国民審査は、法律上、対象裁判官を列挙した1枚の投票用紙で、個人ごとに×印をつけるか、何も書かないか (無記載) の二つの投票しか認めておらず、無記載票を「信任」と見なす仕組みです。信任・不信任が分からない場合でも、特定裁判官だけの棄権を認めていませんので、その場合には、とにかく、全部棄権する (投票用紙を返すか、受取らない) か、何も記載しないで投票するしかないのです。

これまで、19回の国民審査が行われ、延142名の裁判官が審査されましたが、全員が圧倒的な無記載票で「信任」されるという不可解な結果を生んできました。

国民審査が不適格者排除という本来の機能を果たしていませんが、私たちは、最高裁の重大な任務・役割を重視し、国民審査を最高裁の姿勢を正すまたとなし、機会と受け止め、私たちの要求や批判を×印票に託す運動を続けてきました。

私たちの一票で、最高裁の目を、有権者・市民の方へ向けさせようではありませんか。